

15. 鹿嶋市視聴覚ライブラリー規則

平成7年9月1日
教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市の学校教育，社会教育における視聴覚教育の振興を図るため視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鹿嶋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、視聴覚資料及び機材（以下「視聴覚機材等」という。）を合理的に収集管理し、その活用を図るため鹿嶋市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を次のとおり設置する。

名称 鹿嶋市視聴覚ライブラリー

位置 鹿嶋市大字宮中2398番地1 鹿嶋市立中央図書館内

(事業)

第3条 視聴覚ライブラリーの事業は、中央図書館が所管し、次の事業を行う。

- (1) 学校教育，社会教育における視聴覚教育の促進
- (2) 視聴覚教具，教材の拡充整備
- (3) 視聴覚教具，教材の貸出し
- (4) 教材目録，利用手引等の発行
- (5) 視聴覚教育に関する講座，講習会等の開催
- (6) 映画会・展示会等の開催
- (7) その他必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 視聴覚機材等を利用できる者は、市内に居住又は通学若しくは通勤する者とする。ただし、鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(貸出)

第5条 視聴覚ライブラリーは、教育的な活動のため視聴覚機材等の利用を申出をした者に対しこれを貸し出すことができる。

- 2 視聴覚機材等を館内又は館外で利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、視聴覚機材等利用申請書（様式第1号）を館長に提出し、許可を得なければならない。
- 3 館長は、前項に定める申込書を審査し適当と認めたときは、視聴覚機材等利用許可書（様式第1号の2）を交付するものとする。
- 4 利用者は、視聴覚機材等の返却の際に視聴覚機材等利用報告書（様式第2号）を館長に提出しなければならない。
- 5 視聴覚機材等のうち16ミリ映写機及び16ミリ映画フィルムを利用しようとする者は、茨城県16ミリ映写機の操作等に関する規程（昭和47年茨城県教育委員会告示第9号）に基づく操作資格を有する者又はこれを有する者のいる団体とし、その利用における一切の責任は、利用

者に帰するものとする。

(貸出数量及び期間)

第6条 視聴覚機材等の貸出数量及び期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

視聴覚機材等	貸出数量	貸出期間
16ミリ映画フィルム	1回に3本以内	7日以内
16ミリ映写機及び付属品	1回に1台	7日以内
視聴覚機及び付属品	1回に1台	7日以内
視聴覚編集機材及び付属品	1回に1台	7日以内

(利用の制限)

第7条 館長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、視聴覚機材等の利用許可書を交付しないものとする。

- (1) 営利を目的としていると認められるとき。
- (2) 特定の政党又は宗派の宣伝に使用されると認められるとき。
- (3) その他不相当と認められるとき。

(貸出しの制限)

第8条 館長が、特に指定した視聴覚機材等は、貸出しを行わないものとする。

(使用料)

第9条 視聴覚機材等の使用料は、無料とする。

(原状回復)

第10条 利用者が、その利用した視聴覚機材等に損害を与えたときは、速やかに、その旨を館長に届けなければならない。

2 館長は、前項による利用者に対して、原状回復又は損害弁償を命ずることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーの管理、運営について必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿島町視聴覚ライブラリーに関する規則（昭和61年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月27日教委規則第12号）

- 1 この規則は、平成12年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に貸出されている視聴覚機材等の貸出期間は、なお従前の例による。

附 則（平成14年11月26日教委規則第14号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。